

第 7 部
リハビリテーション

1 老人理学療法

(注の変更)

リハビリテーション等に関する
逓減制及び算定制限の見直し

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月合計 8 単位に限り算定す
る。

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月に合計 8 単位に限り算定
する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の
疾患の患者であって発症後 180 日以内のもの
については、1 日 2 単位、かつ、1 月に合
計 12 単位に限り算定する。

2 老人作業療法

(注の変更)

リハビリテーション等に関する
逓減制及び算定制限の見直し

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月合計 8 単位に限り算定す
る。

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月に合計 8 単位に限り算定
する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の
疾患の患者であって発症後 180 日以内のもの
については、1 日 2 単位、かつ、1 月に合
計 12 単位に限り算定する。